

枚 監 査 第 1 9 5 号  
平成 2 4 年 3 月 2 日

様

枚方市監査委員

勝 山 武 彦

久 野 邦 広

岡 沢 龍 一

大 塚 光 央

公の施設の指定管理者監査及び随時監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査、及び同条第5項に基づく随時監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出する。

## 1. 監査の対象

### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 財団法人枚方市文化財研究調査会（指定管理者）

[対象事務] 平成23年度における枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館の事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

### (2) 随時監査

[対象部課] 教育委員会社会教育部文化財課

[対象事務] 平成23年度における財団法人枚方市文化財研究調査会に係る枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館の事務の執行

## 2. 監査の期間

平成23年11月1日から平成24年3月1日まで

## 3. 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

### 【指摘・改善事項】

#### ○旧田中家鋳物民俗資料館指定管理者基本協定書に基づく事業管理について

指定管理者が施設の管理業務の一部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）する場合は、あらかじめ書面により承認を得なければならない旨が基本協定書に定められている。しかしながら、再委託の事実を知らずながら規定の手続きを怠っていた。早急に原因を究明するとともに是正措置を行い、今後は、再委託の適正性を確認するためにも基本協定書の規定に基づき、書面による事前承認手続きを行うよう指摘する。

## 【意見・要望事項】

### ○指定管理運営業務のモニタリングと評価について

モニタリングや評価を行うには、具体的な計画や数値目標が設定されていることが効果的であると思われる。各評価項目に、事業計画の進捗状況を踏まえた数値目標、過年度のモニタリングや評価、市からの指示等に対する改善状況等をできる限り数値化して盛り込む等、到達目標をより明確にした上で、モニタリングや評価が行われるよう要望する。

### ○旧田中家鋳物民俗資料館体験工房の管理運営について

指定管理者である財団法人枚方市文化財研究調査会は、鋳物民俗資料館の特性を活かし、鋳物及び金属の加工等ができる施設として体験工房の一般貸出を行うほか、市委託の鋳造講座等の体験工房主催事業を実施している。

火を使用する体験工房が大阪府指定有形文化財である主屋、鋳物工場に近接しているため、防火面等に十分留意した施設管理が重要である。

体験工房の管理運営にあたっては、指定管理者である財団法人枚方市文化財研究調査会と密な連携を図りながら、公の施設・設備の安全で適正な維持管理、及び施設運営面の改善を図るとともに、より一層の市民サービスの向上や業務の効率化に向けた取り組みを行うよう要望する。